

# いじめ防止のための基本方針



## 鳥栖市立鳥栖西中学校

〒 841-0054

佐賀県鳥栖市蔵上町 77 番地 1

TEL 0942-83-2086

FAX 0942-84-6761

【R7. 4. 1 改訂】

【R7.10.30 改訂】

# 「鳥栖市立鳥栖西中学校 いじめ防止基本方針」

## 1 基本理念

いじめは、人権の侵害であり、子どもの身体や人格を傷つけ、時として死にも至らしめるものであることから、決して許されるものではない。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という認識をもち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりで取り組むべきものである。本校でも、生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止に取り組んできたところであるが、さらなるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「鳥栖市立鳥栖西中学校いじめ防止基本方針」を定める。

- 「いじめ」とは…本校生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

- すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、生徒は、学校の内外を問わず、いじめを行ってはならない。
- いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為である。

## 3 学校及び教職員の責務

鳥栖西中学校の教職員は、基本理念・基本的な考え方にとっとり、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することを第一に、保護者、地域住民、関係機関・団体等との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止、早期発見・対応に全力をあげて取り組む。また、いじめの疑いがあるときは、適切かつ迅速に対処して解決をはかり、再発防止に努める。

## 4 組織体制

- （１） いじめ防止等の対策のために校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- （２） 「いじめ防止対策委員会」のメンバーを、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主事、教育相談主任、人権・同和教育担当、SS（スクールサポーター）、該当学年の学年主任・生徒指導担当・学級担任、とする。ただし、状況に応じて、部活動顧問や養護教諭等の関係教職員を委員とする場合もある。なお、いじめの状況や内容等により必要と認める場合は、校内委員会に外部委員（学校評議員１名、SC（スクールカウンセラー）１名、PTA代表１名）を加えた「いじめ防止対策拡大委員会」を設置して、その対応にあたる。

(3) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容は次のとおりである。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施
- ・発生したいじめについて、支援・指導体制及び対応方針を策定するとともに、いじめの解消及び再発防止に向けた取組の実行
- ・具体的な年間計画の作成・実行・評価
- ・相談及び通報の窓口の設置
- ・情報の収集と記録、共有、対応策定
- ・相談アンケートの定期的な実施（月2回）と対応

## 5 未然防止

- (1) すべての教育活動を通して、心の通い合うコミュニケーション能力を育むとともに、道徳教育や人権・同和教育を推進しながら他を思いやる心を育てる。
- (2) 授業や行事、体験活動に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくりなど魅力ある学校・生徒が通って良かったと思える学校づくりを行う。
- (3) 「いじめを絶対許さない」という強い決意をもち、日頃から生徒・教師・保護者間の信頼関係の構築を行う。
- (4) 集団の一員としての自覚を育むことで、互いを認め、支えあう学校風土をつくる。
- (5) 教職員の言動が生徒を傷つけたりすることがないように、指導・支援のあり方に細心の注意を払う。
- (6) 「職員連絡会」や「生徒指導協議会」等において、指導・支援を要する生徒に関する情報交換を行い、その対応について協議する。
- (7) 毎年5月、9月、1月を「いじめ防止強化月間」に設定して、いじめ防止に関する学習や活動を集中して行う。その内容にはインターネットを通じて行なわれるいじめ防止も位置づける。
- (8) いじめ防止等に関する校内研修の充実を図り、教職員の指導力の向上に努める。

## 6 早期発見・早期対応

- (1) 軽微な兆候であってもいじめではないかとの危機意識をもってあたるなど、いじめを積極的に発見するよう努める。SCやSSW（スクールソーシャルワーカー）及びSSも含めた相談体制を整え、チーム学校としての体制を整え、学校の相談機能・支援機能を高める。
- (2) いじめの兆候を察した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、その情報を共有して、迅速な対応に努める。
- (3) 生徒とふれあう時間を確保するように努め、生徒の変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (4) 毎月の定期的なアンケートや教育相談の実施、小中連携による情報共有、家庭や地域からの情報提供等により、いじめの実態把握が行われやすい体制づくりに努める。
- (5) いじめ防止対策基本法第23条第2項の規定により、把握したいじめ及びいじめと疑われるものについて、鳥栖市教育委員会へ速やかに報告し、鳥栖市教育委員会に対応の在り方等について指導・支援を仰ぐ。

## 7 いじめに対する措置・再発防止

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合、速やかに組織的に対応し、適切な初期対応に努め早期解決・再発防止を図る。
- (2) 被害生徒の保護・支援にあたるとともに、加害生徒にも教育的配慮の下で毅然とした態度で指導する。
- (3) 全教職員の共通理解、保護者への連絡、鳥栖市教育委員会への報告、関係機関・専門機関への相談・通報等を一連のものとして、速やかに行う。
- (4) 「いじめ解消」の周知徹底を図る。

※ 「いじめの解消」とは認知したいじめについて、被害生徒へのケアや加害生徒への指導など、学校による適切な措置が行われた後、双方の保護者も交えた謝罪の場を設けるなど、一定の解決が図られた後、3か月以上その後の観察や面談などを行い、通常の生活に戻ったと判断できる状態

## 8 教育相談体制

- (1) 生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- (2) 生徒とコミュニケーションをとる場面を多く設けることにより、生徒がいつでも相談できる機会をつくる。
- (3) SCやSSおよび学習支援員等と十分な連携を図りながら、継続的な対応に努める。
- (4) 次の年間計画にもとづく取り組みを進めるとともに、生徒の変化を見逃さないように努める。

| 月  | 実 施 事 項                                                                                                          |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4  | 職員会議（情報の整理と共通理解、相談体制の整備とSCの活用についての案内など）、情報モラルといじめに関する講演会、保護者面談の実施、面談後の情報共有                                       |
| 5  | 【いじめ防止強化月間1】PTA総会でSNSトラブルへの啓発、相談アンケートの作成と実施（年2回）いじめ防止対策方針の周知（HPなど）、「いじめ防止対策拡大委員会」に活動計画の説明等、体育大会に向けて（支えあう学級・学年指導） |
| 6  | 教育相談、相談結果の整理と対応 いじめ調査と対応                                                                                         |
| 7  | 学年PTA（いじめ防止対策等）                                                                                                  |
| 8  | 夏季休業中の教育相談的対応（家庭訪問、電話、手紙など）、校内研修会                                                                                |
| 9  | 【いじめ防止強化月間2】1年生人権講話、生活アンケート（夏季休業中にあった心配事や悩みなど）、教育相談、情報の共有と対応                                                     |
| 10 | 校内研修（いじめ問題への対応、事例研究など）                                                                                           |
| 11 | 教育相談アンケートの実施、教育相談の実施、情報整理と対応、1年生いじめ防止講話                                                                          |
| 12 | いじめ調査と対応、学年PTA（1年をふりかえって・生徒の生活）学校評価への反映（評価項目に「いじめ防止対策の取組」を）                                                      |
| 1  | 【いじめ防止強化月間3】人権週間の取組、人権集会、鳥栖西中学校人権宣言                                                                              |
| 2  | 「いじめ防止対策拡大委員会」に活動報告、次年度計画の協議                                                                                     |
| 3  | 次年度の計画確定                                                                                                         |

## 9 関係機関との連携

社会の状況や価値観が多様化する現在、いじめの事案にかかわらず、学校の運営はもはや学校だけの力では成り立たない部分が多い。文部科学省が外部専門家との連携を視野においた「チーム学校」を提唱していることにもそのことは表れている。特に、いじめの問題については、犯罪行為が含まれるケースや被害者・加害者の精神的なケア、医療的な支援が必要なケースがある。こうしたネットワークを機能させるためには、日頃から顔の見える関係を作っておく必要がある。連携は生きものであり、連携しながら点検・工夫し、強化していかねばならない。また、連携を図るためには、つなぎ役の存在が必要であることから、校内にいじめ対策推進教員（生徒指導主事と人権・同和教育担当）を置くこととする。

### （１） 鳥栖警察署との連携

犯罪行為として認められる事案については、速やかに鳥栖警察署に通報し、連携して事案の解消に努める。犯罪行為にあたる事案としては、

- 被害者の心身を大きく傷つける事案
- 被害者から金品を強要する事案
- その他、校長が必要と認める事案

### （２） 児童相談所との連携

学校におけるいじめ問題は、その背景に生徒の非行や家庭の抱える困難など、様々な要因が考えられることから、積極的な連携を図る必要がある。

### （３） ＳＳの活用

本校には、警察官経験者であり鳥栖警察署所属のＳＳが常駐している。いじめ問題に的確に対応するためには、これまで以上に警察と学校との連携を強化する必要があるが、ＳＳは両者の架け橋として、重要な役割を果たすものと考えられる。具体的には、以下のよう  
な役割が考えられる。

- いじめ問題に関して、学校が加害者への聞き取りや指導を行うにあたり、対応方法等についての指導・助言
- いじめ防止を主眼とした非行防止教室等の開催や、保護者会等の機会に啓発を行うなど、いじめの防止を図るための取組に対する支援
- 加害者に対して、その健全な育成を図るための説諭
- 校内巡回等を通して、生徒に関する情報を共有することによる、いじめの早期発見

### （４） その他、連携が必要な機関

鳥栖市教育委員会、SSW、医療機関、鳥栖子ども育成課 等

## 10 ネットいじめへの対応

- （１） ネットいじめの現状と対策に関する研修をもち、教職員のいじめに対する対応力を高める。
- （２） 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の問題点について、生徒の理解を深める。
- （３） 学校ホームページや保護者向けの文書・リーフレットなど、さまざまな方法や機会を活用して生徒や保護者への啓発活動を行う。

- (4) SNSを発端にした学校でのいじめ、人間関係のトラブルが発覚した場合、情報削除や発信者への対応など適切かつ迅速に対応する。必要に応じて警察署等の外部機関と連携して対応する。

#### 1 1 重大事案への対処

- (1) ただちに鳥栖市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等に通報・相談しながら連携を進める。
- (2) 鳥栖市教育委員会と協議のうえ、「いじめ防止対策拡大委員会」を設置し、事実関係を明確にするために調査を実施する。
- (3) 被害生徒の保護とケアを最優先するとともに、加害生徒に対して、教育的配慮のもとで適切な指導・支援にあたる。
- (4) 事案にかかる調査結果については、個人情報保護に十分に配慮しながら、関係の生徒・保護者への適切な情報提供を行うとともに、問題解決のために有効に調査結果を活用する。

#### 1 2 職員研修

いじめの問題に対しては、適切な実態把握や対応がなされる必要がある。このため、教職員が、いじめの問題と正対し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図るために必要な知識と技術やマネジメント力を身につけ、問題の解決に向けた判断力と行動力を発揮する必要がある。

校内の職員研修としては、以下の内容を実施する。

- 「いじめ」理解のために
- 「いじめ」のサインを見逃さないために
- 「いじめ」への早期対応のために
- 「いじめ問題」への対処について

また、いじめはいつでもどこでも起こり得るのであれば、「いじめの早期発見」が最重要課題であるという考えに立ち、外部講師を招聘しての研修会を開催する。

#### 1 3 取組体制の点検及び評価

いじめの問題に関する学校評価の実施については、いじめの有無や発生件数のみにとらわれるのではなく、適切な実態把握や対応がなされるよう、具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善・強化を図っていく。

評価の観点として

- いじめ問題への対処方針が明確になっているか。
- いじめの未然防止・早期発見に向けた取組が、組織として機能しているか。

の2項目を掲げる。

また、本校の生徒指導の中核である生徒指導委員会（毎週開催）で、いじめ問題の取組についての情報交換の時間を設定し、適宜、点検・工夫に向けた協議を行う。

## 不登校重大事態の鳥栖市教育長への報告までの流れ

### 欠席日数 3 日

◇欠席が3日間続いた場合、家庭訪問を行い、当該生徒の状況確認や保護者からの情報収集をする。

○いじめが疑われる事案の場合  
・市教育委員会学校教育課（以下「市教委」という。）に覚知報告（第1報）  
・当該児童生徒のいじめによる欠席日数（疑いも含む）の確認

○いじめの疑いがない場合  
・その後も欠席が続いた場合は、当該児童生徒の状況を随時確認し、いじめの疑いの余地があれば市教委に覚知報告（第1報）

### 覚知後直ちに

◇校内いじめ対策委員会を開催し、事案について確認し、認知の是非について検討する。

○認知に至った場合  
・学校教育課に認知報告（第2報）  
・対応を保護者に説明  
・いじめの内容確認

○認知しなかった場合  
・学校教育課に認知しなかった経緯を報告（第2報）

### 欠席日数 10 日

◇校内いじめ対策委員会を開催し、教頭が鳥栖市教育委員会に報告する。

【報告内容】 ○被害児童生徒・加害児童生徒の状況  
○学校の対応状況

### 欠席日数 20 日

◇校内いじめ対策委員会を開催し、教頭が市教委に報告する。

【報告内容】 ○被害児童生徒・加害児童生徒の状況  
○学校の対応状況

※欠席日数20日以降、被害児童生徒の状況を学校教育課に毎日報告する。

### 欠席日数 30 日

◇校長から市教委に、重大事態発生を文書で報告する。

【報告内容】 ①学校名 ②対象児童生徒氏名、学年、性別 ③欠席期間  
④報告時点での対象児童生徒の状況⑤重大事態の判断根拠